



「1回だけ」のつもりが「定期購入に」!?

通信販売での「お試し」「初回無料」「モニター募集」などの広告に注意!

通常価格より低価格で購入できることを強調する一方で、定期購入（続けて何回か購入すること）が条件となっており、「解約したくても解約できない」「高額で支払えない」といったトラブルが増えています。

相談事例1

スマホで化粧品の「お試し」を申し込んだ。1回だけのつもりだったが、後日2回目が届き、8,000円請求された。不審に思いホームページを確認すると、6回の継続購入が条件になっていた。解約しようと何度も電話するがつかない。

その他、2回目に数か月分の商品が一度に届き、高額な請求を受けた…など

注意① 「お試し」「初回無料」「モニター」で油断させる。

注意② 注文受付終了までのカウントダウンを表示し、慌てて購入させる。

注意③ 契約内容や返品特約などが分かりにくい場所（ページの途中や最後、リンク先など）に記載されていて、見落としやすくなっている。

注意④ 「利用規約に同意する」に最初からチェックが入っていて、規約を読まずに次のページに移動させる。

被害に 遭わないための アドバイス

- 通信販売では、説明をよく読んだ上で申し込んでいるものと見なされるため、**クーリング・オフ制度は適用されず**、業者の解約条件に従うことになります。注文時には「定期購入が条件とっていないか」「解約・返品できる条件」など契約内容をよく確認することが大切です。
- 電話がつかなく、問合せや解約の申し出ができないケースが多くみられます。事業者に連絡した証拠として、**電話、メール、FAXなどの記録**を残しておきましょう。

困ったときは、福井県消費生活センターあるいは役場総務課にご連絡ください。

■ 問合せ 福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102 総務課 ☎ 0778-47-8000

たばこにまつわる Q&A



Q1 たばこは健康に良くないと言われますが、何が良くないのでしょうか？

たばこの煙には、**5,300種類以上の化学物質や70種類以上の発がん物質**が含まれています。これらの物質によって体の多くの細胞の遺伝子や器官が傷ついて老化すると、がんや脳卒中、心臓病、慢性の肺疾患、腎臓病といった病気にかかりやすくなります。

Q2 たばこを吸うと認知症になりやすいと聞きますが、本当ですか？

たばこを吸う人は、たばこを吸わない人に比べて、**アルツハイマー病と血管性認知症にかかる危険性が2～3倍も高くなる**ことが分かっています。喫煙していると認知症のほか、脳卒中にもなりやすいので、要介護状態にならないためにも禁煙することが大切です。

Q3 喫煙と感染症とは関連があるのでしょうか？

肺炎球菌、インフルエンザ、結核など、さまざまな感染症が喫煙と深い関係にあります。**喫煙は、免疫力の低下や呼吸器系の炎症などを引き起こすため、細菌性およびウイルス性感染症の発症や重症化のリスクを高める**のです。また、喫煙者は非喫煙者に比べて**新型コロナウイルス感染症による肺炎が重症化しやすく、死亡リスクが高い**ことが報告されています。

喫煙される方は、この機会に禁煙を考えてみてはいかがでしょうか。



出典：厚生労働省

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007